

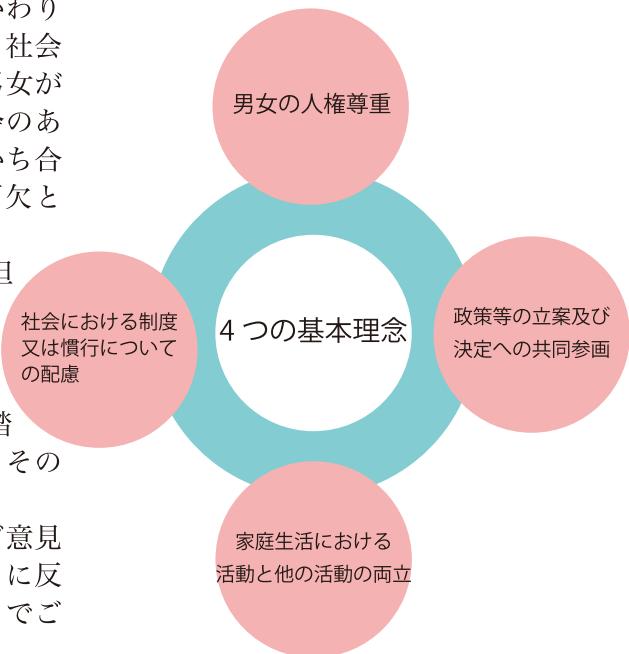
～一人ひとりが大切にされ、誰もが幸せを実感できる豊かな社会実現のために～

知名町男女共同参画基本計画を策定しました

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いです。そして、男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

本町では依然として、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣習が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされていますが、このように中、10月1日に、「知名町男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画の視点を踏まえて、いろいろな施策（事業等）を実施するため、その方向性と内容を示したものです。

つきましては、この計画に対し、町民の皆さまのご意見を伺い、今後の男女共同参画に関する施策（事業等）に反映させていきます。ご意見がある場合には、総務課までご連絡ください。計画の閲覧施設は以下のとおりです。



閲覧施設

- ・町立図書館 10部
- ・各字公民館 1部
- ・保健センター 1部
- ・地域包括支援センター 1部

問 総務課 電話 (84)3156

個人住民税特別徴収の対象となる事業者の一斉指定について

町ホームページや鹿児島県ホームページ（個人住民税の特別徴収の実施について）にも詳しく掲載していますので、確認をお願いいたします。

■個人住民税における特別徴収の一斉指定について

鹿児島県及び県内すべての市町村は、平成27年度個人住民税の特別徴収の対象となる事業者の一斉指定を実施します。事業者の皆様は、特別徴収についてご理解いただき、適正な実施をお願いいたします。

■特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

事業者（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

※パート・アルバイトの非正規雇用者についても同様です。

■特別徴収のしくみ



問 税務課 電話 (84)3154